

労働保険番号

14106050050000

被一活事業番号

都道府県

所轄

支庁番号

1020001011844

法人番号

1020001011844

時間外労働
休日労働
に関する協定届

様式第9号の2（第16条第1項関係）

事業の種類		事業の名称		事業の所在地（電話番号）		協定の有効期間	
非破壊検査		株式会社ジャスト		(〒225-0012) 横浜市青葉区あざみ野南2-4-1 (電話番号：045-911-5191)		2023年4月1日から 一年間有効	
時間外労働	① 下記②に該当しない労働者	時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定労働時間 (1日) (任意)	1日	延長することができる時間数
						1箇月①については45時間まで、②については42時間まで	1年①については360時間まで、②については320時間まで
						法定労働時間を超える時間数 (任意)	法定労働時間を超える時間数 (任意)
						6時間	360時間
						6時間	360時間
休日労働	② 1年単位の變形労働時間制により労働する労働者	休日労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定休日 (任意)	法定労働時間を超える時間数 (任意)	法定労働時間を超える時間数 (任意)
						6時間	360時間
						6時間	360時間
休日労働	検査・調査業務の集中、予定変更による対応 受注・発注の集中	検査・調査業務の集中、予定変更による対応 受注・発注の集中	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定休日 (任意)	法定労働時間を超える時間数 (任意)	法定労働時間を超える時間数 (任意)
						6時間	360時間
						6時間	360時間

受付済

5年3.30

株式会社ジャスト

上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。 ☒

(チェックボックスに要チェック)

931810

13-3166

3264-0751

ちよだてきんぎょ社会保険労務士法人

03-6261-3448

時間外労働に関する協定届（特別条項）
休日労働

様式第9号の2（第16条第1項関係）

臨時的に限度時間を超えて労働させることができる場合	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	1日 (任意)			1箇月 (時間外労働及び休日労働を合算した時間数。100時間未満に限る。)			1年 (時間外労働のみの時間数。 720時間以内に限る。)	
			延長することができる時間数 法定労働時間を 超える時間数 (任意)	限度時間を超えて労働させることのできる回数 (6回以内に限る。)	延長することのできる時間数 及び休日労働の時間数	限度時間を超えて労働させた時間数 法定労働時間と休日労働の時間数を合算した時間数 (任意)	延長することのできる時間数 法定労働時間を 超える時間数 (任意)	限度時間を超えて労働させた時間数 法定労働時間と休日労働の時間数を合算した時間数 (任意)		
									1年	1年
突発的な予定変更の対応（天候、客先都合）	現地検査・調査 報告書作成・確認	240		6回	99時間	25%	720時間	25%		
現地作業トラブルの対応	現地検査・調査 報告書作成・確認	240		6回	99時間	25%	720時間	25%		
限度時間を超えて労働させる場合における手続	労働者代表者に対する事前通知									
限度時間を超えて労働させる労働者に対する健康及び福祉を確保するための措置	(該当する番号) 1 労働時間が80時間を超えた労働者に医師による面接指導を実施 (具体的内容)									
上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超えないこと。 ☒										
(チェックボックスに要チェック)										

協定の成立年月日 2023 年 3 月 20 日

協定の当事者である労働組合（事業場の労働者の過半数で組織する労働組合）の名称又は労働者の過半数を代表する者の氏名 課長 小林 啓介

協定の当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法（投票による選挙）

2023 年 3 月 20 日

使用者

氏名

代表取締役

角田



横浜北労働基準監督署殿

931810
13-3166
3264-0751

ちよだ建設株式会社
労働安全衛生部
03-6261-3448

<留意事項>

- ※ 改正前の労働基準法施行規則に基づく様式（以下「旧様式」という）を取り繕って使用する場合には、旧様式に労働者代表に関するチェックボックスの記載を追記するか、チェックボックスの記載を転記した本紙を添付して届け出ることができます。
- ※ 届出に本紙を添付して届け出る場合には、届け出る省令様式にかかるチェックボックスにチェックした上で、届出内容にかかわらず他のチェックボックスの記載部分に斜線を引くなど、取り繕って使用してください。

○様式第1号

上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者代表が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。 ☐ (チェックボックスに要チェック)

上記労働者代表が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。 ☐ (チェックボックスに要チェック)

○様式第3号の2、第3号の3、第4号、第5号、第9号、第9号の2、第9号の3、第9号の4、第9号の5、第12号、第13号

上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。 ☒ (チェックボックスに要チェック)

上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。 ☒ (チェックボックスに要チェック)

○様式第9号の6、第13号の2、第14号の2

上記委員会の委員の半数について任期を定めて指名した労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記委員会の委員の半数について任期を定めて指名した労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表すること。 ☐ (チェックボックスに要チェック)

上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。 ☐ (チェックボックスに要チェック)

○様式第9号の7

上記委員会の委員の半数の推薦者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記委員会の委員の半数の推薦者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表すること。 ☐ (チェックボックスに要チェック)

上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。 ☐ (チェックボックスに要チェック)

別添2

